

一般社団法人日本生物教育学会選挙管理規則

第1条 この規則は、一般社団法人日本生物教育学会（以下「本会」という。）定款第13条に規定された代議員の選出（以下「代議員選挙」という。）及び第28条に規定された会長候補者の選出（以下「会長候補者選挙」という。）の方法について定める。

第2条 代議員選挙及び会長候補者選挙の運営は、理事会の決議に基づいて構成された選挙管理委員会が行う。

第3条 代議員選挙及び会長候補者選挙は、正会員、学生会員及び名誉会員の投票によって行う。

第4条 会長候補者選挙に際し、理事会は、本人の承諾を得て、若干名の会長候補者を推薦することができる。また、正会員は、10名以上の連署をもって、会長候補者を推薦することができる。

第5条 代議員選挙は、選出される代議員数が2～4名となるように設定された次の地区ごとに行う。ただし、各地区の区割りは、選挙の行われる年度の5月1日現在の会員数をもとに、概ね40名の会員に対して1名の代議員となるように、選挙管理委員会が見直すものとする。

北海道・東北、関東（東京を除く）、東京、中部、近畿、中国・四国・九州

第6条 代議員が欠けた場合には、補充の選挙は行わず、先の代議員選挙の次点者をもって補充する。

(参考)

6地区ごとの代議員数、及び平成26年9月4日現在の普通会員数+学生会員数をカッコ内に示す。

北海道・東北(126)：3、関東（東京を除く）(162)：4、東京(122)：3、

中部(103)：2、近畿(102)：2、中国・四国・九州(158)：4、 合計：18名